

随 意 契 約 理 由 書

1. 契約業務名

南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター（汚泥処理）インバータ外補修工事

2. 随意契約理由

本工事は、北部水みらいセンターに設置されているインバータ外の補修を行うものです。

本機器は安定した下水処理を行ううえで重要な機器であるが、経年劣化による不具合が発生しているため、補修工事を実施するものです。

本機器は株式会社明電舎が設計・製作したものであり、本工事を実施するには、設計・製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力、補修工事に伴う交換部品及び熟練した技術者の確保が必要であるため、他社では施工できないものであります。

以上のことから、本工事を実施できるのは株式会社明電舎の製作した当該機器の整備において大阪府域で唯一の保守点検会社である株式会社明電エンジニアリング以外になく、大阪府との契約窓口である同社大阪営業所より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

3. 比較見積省略理由

本件は、上述のとおり「特定の者でなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第62条及び同規則の運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積りの徴取を省略するものです。